

入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式）の共通事項＜土木工事＞

美馬市が発注する建設工事について、入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式）により入札を実施する場合の共通事項は、次のとおりである。

1 基本事項

- (1) 設計図書等の熟知
入札参加者は、市が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。
- (2) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の10に相当する額を加算した金額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) くじ番号
入札書は、任意の3桁の数字をくじ番号として入力した上で提出すること。ただし、紙入札方式による入札の場合は、入札書に記載する必要はないこと。
- (4) 工事費内訳書の提出
 - ① 入札に当たっては、入札書記載の入札金額に係る工事費内訳書を入札書に添付して、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による入札参加者は、紙媒体の入札書及び工事費内訳書を入札公告の「入札書及び工事費内訳書の提出」に明示する期間内に入札公告に明示する「問い合わせ先」の「入札に関する事項」に記載の場所へ持参すること。
 - ② **工事費内訳書は、この入札公告を掲載している美馬市ホームページ（入札情報）からダウンロードしたものにより作成することとし、作成した工事費内訳書はエクセルブック形式（拡張子は「.xls」）、エクセル97-2003ブック形式（拡張子は「.xls」）、又はPDFデータで提出すること。**
 - ③ **②の要件を満たさない工事費内訳書を提出した者又は工事費内訳書を提出しない者は、入札を無効とする。**
 - ④ 添付する電子ファイルの容量が1メガバイトを超える場合は、入札書の工事費内訳書を持参する旨の表示及び持参する書類の目録を記載した目録ファイルを作成し、電子入札システムにより提出した上で、開札執行の日時に指定の場所に持参すること。
なお、持参による提出の方法については、「10 電子入札に関する事項」によること。
- (5) 入札保証金
入札保証金の納付については、免除する。
- (6) 入札執行回数
入札執行回数は1回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、入札を終了する。
- (7) 開札の立ち会い
開札は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。ただし、紙入札方式による入札参加者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録した後、この入札参加者の立ち会いの上、開札を行う。
なお、紙入札者の電子くじ番号は「000」として扱うものとする。
また、電子入札による入札参加者で希望する者は、開札に立ち会うことができるものとする。
- (8) 入札・開札の延期及び中止
 - ① 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、この入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
 - ② 電子入札システムの障害等やむを得ない事情により入札の続行が困難であると認められた場合には、入札の中断若しくは延期又は紙入札方式への変更を行うことがある。
 - ③ ①から②までの場合等、事情により開札の延期又は中止をした場合は、電子入札システムその他適当な手段により、この電子入札案件に入札書を提出している入札参加者に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時又は中止する旨を連絡するものとする。

2 入札の失格

次の各号に該当する入札参加者は、失格とする。

- (1) 低入札価格調査基準価格（以下「**調査基準価格**」という。）を下回る入札を行った者で、次の①から②までのいずれかに該当する者
 - ① 入札価格が以下により算出される失格基準価格（税抜き）を下回る価格である者
失格基準価格（税抜き）＝失格基本価格（税抜き）×ランダム係数

失格基本価格（税抜き）＝直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.85＋一般管理費等×0.68

なお、失格基準価格（税抜き）及び失格基本価格（税抜き）は、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。ただし、この算式により算出した失格基本価格（税抜き）が、予定価格（税抜き）の9.2/10を超える場合は、9.2/10を失格基本価格（税抜き）とし、予定価格の7.5/10に満たない場合は予定価格の7.5/10を失格基本価格とする。また、ランダム係数は、別に定める「ランダム係数の算出について」に基づき算出するものとする。

- ② 工事費内訳書記載の金額が次のいずれかの基準を満たさない者
- ア 直接工事費が、設計金額における直接工事費の75パーセント以上
 - イ 共通仮設費が、設計金額における共通仮設費の70パーセント以上
 - ウ 現場管理費が、設計金額における現場管理費の70パーセント以上
 - エ 一般管理費等が、設計金額における一般管理費等の30パーセント以上
- (2) 提出された電子ファイルがウィルスに感染していると判明した者
- (3) 提出された電子ファイルが「美馬市電子入札システム運用基準」に指定するもの以外である者
- (4) 開札から落札決定までの間に、配置予定技術者をこの工事に配置できなくなった者
- (5) 開札日の翌日から落札決定までの間に、美馬市建設業者等入札参加資格停止措置要綱（平成17年美馬市告示第62号。以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止の措置を受けた者又は美馬市の締結する契約からの暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた者
- (6) 入札書に記載の金額と工事費内訳書記載の合計金額（税抜き）が一致しない者

3 入札の無効

美馬市契約事務規則（平成17年美馬市規則第39号）第25条に該当する入札又は次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 「美馬市電子入札システム運用基準」に規定する有効な入札書に該当しない入札
- (3) 「美馬市電子入札システム運用基準」に規定するICカードの不正使用に該当する入札
- (4) 要件を満たさない工事費内訳書を提出した者又は工事費内訳書を提出しない者のした入札
- (5) 確認資料を持参又は郵送により提出する場合において、電子入札システムによる目録ファイルの提出のない者の入札
- (6) 記名押印のない入札（電子入札による場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）
- (7) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (8) 同一事項に対してした2通以上の入札
- (9) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (11) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日（日付）を誤り、又はその記載のない入札
- (12) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

4 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、入札公告に記載された事項以外に、次の各号に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告日から開札日までの間に、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止となっていない者であること。
- (3) 入札公告日から開札日までの間に、美馬市の締結する契約からの暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。）の写しを提出できる者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に市の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、この申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

5 入札参加資格確認資料等に関する事項

(1) 入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）

確認資料については、次に掲げる書類のうち、入札公告において指定した書類を提出することとし、落札候補者として決定した者を除き、原則として、提出された次の書類により審査を行うので、様式等の取り違え、記述漏れ等がないよう注意すること。

なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書の各ページには、必ず「商号又は名称」を記述すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合については、無効とし、評価基準が確認できない場合については、加算点の算出を行わないものとする。

また、落札候補者となった者は、各様式に記載した内容を証明する資料等を速やかに追加提出しなければならない。その際の提出の方法は持参のみとし、提出先及び期限については別途市から連絡する。

① 入札参加資格確認票（様式第2号）

提出後、落札決定までの間において、様式第2号に記載した事項のいずれかに変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ること。

② 入札参加資格確認資料兼総合評価加算点等算出資料申請書及び総合評価加算点等算出資料申請書

この申請書により、入札公告において明示した入札参加資格の確認及び総合評価落札方式における加算点の算出を行うので、この点に注意し、入札公告、『総合評価に関する事項』に係る留意事項等及び各申請書に記載の注意事項等を確認の上、申請すること。

ア 企業の施工能力（様式第3号）

落札候補者となった者は、工事成績評定通知書、CORINS登録データ等（又は契約書の写し、仕様書、設計書、図面等）により、評価基準及び参加資格が確認できる書類等を速やかに追加提出しなければならない。

イ 配置予定技術者（様式第4号）

配置予定技術者については、最大3名まで申請できるが、複数申請した場合には、加算点の最も低い者の評価を採用する。

なお、配置予定技術者の雇用期間が1年間となるまで、総合評価における配置予定技術者の評価対象としないので注意すること。

工場製作期間における配置予定技術者を申請した場合を除き、配置予定技術者を変更することは原則として認めない。ただし、この技術者の死亡等の理由による変更については、別紙「主任技術者等の途中交代の取扱いについて」のとおりとする。

また、技術者の専任配置が要件となる場合には、落札決定通知日において、監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として、他の工事に従事している者や、建設業許可業種毎に営業所に配置された全ての専任技術者をこの工事の配置予定技術者とすることはできない。（特記仕様書や現場説明書等に明示された兼務要件を満たす場合を除く。）

ただし、次のi)又はii)に該当し、「工事完了誓約書」を提出する場合は、配置予定技術者としてすることができる。

i) 専任の主任技術者等又は現場代理人として現在従事している工事が、この入札に係る工事の契約日までに完了^{*1}する場合。

ii) 専任を要しない主任技術者として現在従事している工事が、この入札に係る工事の工事着手日^{*2}までに完了^{*1}する場合。

※1 「工事の完了」とは、しゅん工検査の完了（ただし、しゅん工検査が契約工期後となる場合は、工期の終期日をもって「工事の完了」と取り扱う。なお、修補工事となる場合はこの限りでない。）をいう。

※2 「工事着手日」とは、工期の始期日以降で実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいう。）の初日をいう。また、特別な事情がない限り、工期の始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

落札候補者となった者は、「現場代理人及び主任技術者等選任(変更)通知書」及び配置予定技術者の資格証明書の写し、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の写し、健康保険被保険者証の写し等雇用期間が確認できる書類、工事成績評定通知書の写し、技術者台帳(原本)やCORINS登録データ（又は契約書の写し、仕様書、設計書、図面）等他の工事に従事していないことが確認できる資料(又は、「工事完了誓約書」)、評価基準及び参加資格が確認できる書類等を速やかに追加提出しなければならない。

※3 監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、監理技術者補佐を専任で配置し、監理技術者が他工事と兼務する場合に提出が必要となる。

ウ 地域貢献度（様式第5号）

落札候補者となった者は、地域貢献度の実績を証明する書類の写し等により、評価基準が確認できる書類等を速やかに追加提出しなければならない。

地域防災力（機械保有状況）、市内下請及び市内調達資材の活用の割合について、誓約で

きるものを一つ選択すること。施工後の実績において、入札時に選択した割合を下回る場合は、「11(2)地域貢献度(市内企業活用)の履行確保」に示す工事成績評定点からの減点及び契約金額の減額の対象となる。

また、地域防災力(機械保有状況)については、稼働する機械のみを評価対象とし、落札候補者の段階においては、その建設機械の写真及び車検証等所有が確認できる書類による確認を行い、契約後においては、市担当職員がその機械の稼働状況の確認を行うので、受注者は、稼働状況の確認作業に協力しなければならない。なお、契約後、稼働状況の確認ができない場合には、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止等を行うことがある。

エ 地域精通度

地域精通度は、営業所の所在地について一つ選択すること。

③ 総合評定値通知書の写し

落札候補者となった者は、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書(入札参加資格審査申請書の提出日前1年7月以内のもののうち、直近のもの)の写しを速やかに提出すること。ただし、提出時点において、直近の決算に係る総合評定値通知書の交付を受けていない者については、その前の決算に係る総合評定値通知書の写しを提出することとし、契約締結予定日までに、総合評定値通知書の有効期間が終了する者については、再度有効な総合評定値通知書の写しを速やかに提出すること。

(2) その他

- ① 資料の作成に係る費用及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- ② 契約担当者は、提出された申請書及び確認資料を、評価値の算定及び参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び確認資料は、原則として返却しない。
- ④ 提出期間終了後は、申請書及び確認資料の差し替え及び再提出を認めない。
- ⑤ 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち有効な入札を行った者が1者の場合(以下「**有効な入札を行った者が1者の場合**」という。)は、評価基準が確認できる書類等の提出は求めない。

6 落札者の決定等に関する事項

(1) 落札候補者の決定方法等

- ① 開札時には、落札者の決定を保留し、開札を終了する。
- ② 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で入札を行った全入札参加者について、提出された申請書及び確認資料に基づき、参加資格要件の審査及び評価値の算定を行うものとする。ただし、無効又は失格となった者については、評価値の算定は行わない。
評価値の算定方法は、入札公告に明示する「**総合評価に関する事項**」に示すとおりである。
- ③ ②の参加資格要件の審査及び評価値の算定は、原則として、開札日の翌日から起算して**10日以内**(市の休日(美馬市の休日を定める条例(平成17年美馬市条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。)を除く。)に行うこととし、この時点で参加資格要件を満たし、かつ、得られた評価値の最も高い者を落札候補者として決定する。
なお、入札参加者が4に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、入札を無効とする。

また、落札候補者となるべき同じ評価値の者が2者以上ある場合には、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札候補者を決定するものとする。

- ④ 落札候補者を決定した場合、電子入札システムによる入札参加者に対しては、原則として、同システムにより通知し、紙入札方式による入札参加者に対しては、別途通知する。
 - ⑤ (2)の①の審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たしていないことを確認した場合又は落札候補者の評価値に修正が生じ、他の者の評価値よりも低くなることを確認した場合は、再度、評価値の最も高い者を落札候補者として決定する。
- ### (2) 落札者の決定方法等
- ① (1)により落札候補者として決定された者に対して、電話連絡等により5の(1)に掲げる追加書類の提出を求め、この書類に基づく審査を行う。
なお、入札参加者が4に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、入札を無効とする。
 - ② ①の審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たし、かつ、評価値が最も高いことが確認された場合は、この落札候補者を落札者として決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者によりこの契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
 - ③ ①の審査及び②の落札者の決定は、原則として、落札候補者として決定された日の翌日から

起算して2日以内（市の休日を除く。）に行う。ただし、低入札価格調査制度に基づく調査を実施する場合には、この限りではない。

- ④ 落札者を決定した場合は、電子入札システムによる入札参加者に対しては、原則として、同システムにより通知する。紙入札方式による入札参加者に対しては、入札結果の公表をもって、落札決定の通知とする。

7 契約締結手続

- (1) 契約に使用する言語等
契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書の作成
この契約を証するため、書面により契約書を作成する。
なお、落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して、7日以内に契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供し、契約書の案に記名押印して契約を結ばなければならない。
- (3) 前記(2)の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。
- (4) 落札者は、前記(2)及び(3)の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札は、その効力を失う。
- (5) 落札者の決定後、請負契約を締結するまでの間において、落札者が4に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けた場合、又は美馬市の締結する契約からの暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた場合には、この請負契約を締結しないこととする。
- (6) 落札者の決定後、請負契約を締結するまでの間において、配置予定技術者をこの工事に配置することができなくなった場合には、この請負契約を締結しないものとする。ただし、死亡、入院等、工期延伸の場合で配置予定技術者と同等以上の資格及び評価点を有している者と交代可能な場合にはこの限りでない。
- (7) 契約保証金
 - ① 契約に際しては、請負代金額の100分の10以上に相当する契約保証金を納めなければならない。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合は、100分の30以上とする。
 - ② 契約保証金を現金で納付する場合は、契約担当者が交付する納入通知書により納付するものとする。ただし、金融機関の保証又は前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
 - ③ 美馬市契約事務規則第6条第6項に掲げる公共工事履行保証証券の保証又は履行保証保険契約の締結をした場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (8) 建設業退職金共済証紙の購入
この入札に係る請負契約締結時には、建設業退職金共済制度掛金収納書届出書を提出すること。なお、建設業退職金共済証紙購入率は、次表のとおりとする。

請負代金額	工事種別		
	土 木	建 築	設 備
1千万円以上～5千万円未満	3.6/1,000	3.0/1,000	1.9/1,000
5千万円以上～1億円未満	3.1/1,000	2.5/1,000	1.6/1,000
1億円以上～5億円未満	2.3/1,000	2.1/1,000	1.2/1,000

※1：請負代金額は、消費税相当額を含む金額である。

※2：住宅、非住宅の設備は、建築に、解体工事は土木に含まれる。

- (9) この入札に係る請負契約締結時には、建設労災補償制度(任意労災)加入証明書を提出すること。
- (10) 調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合
 - ① 美馬市公共工事標準請負契約約款に関する規則（平成19年美馬市規則第22号。以下「契約約款」という。）第48条の2に定める違約金の額については、請負代金額の10分の3となること。
 - ② 入札公告に記載のこの工事に配置する技術者に加え、請負者と直接的、かつ、恒常的な雇用関係にある者で、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する技術者を1名増員し、この工事現場に専任で配置する必要があること。ただし、共同企業体の場合を除く。
 - ③ 下請業者に対する下請代金の支払状況等について、報告を求め、必要があると認めるときは、その内容についてヒアリングを行うことがあること。

8 支払条件

- (1) 前払金（契約約款第35条第1項関係）

前払金保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負契約書に定めるところにより、請負代金額に係る年度ごとの当該年度割額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができる。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合は、10分の2以内とする。

(2) 中間前払金（契約約款第35条第3項関係）

中間前払金の認定を受け、前払金保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負契約書に定めるところにより、請負代金額に係る年度ごとの当該年度割額の10分の2以内の中間前払金の支払を請求することができる。ただし、部分払との併用は、認めない。

(3) その他

契約約款の規定による。

9 参加資格要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

参加資格要件を満たしていないと認められた者が、電子入札システムによる入札参加者である場合には、原則として、同システムにより入札参加資格不適格通知書を送付する。ただし、紙入札方式による入札参加者である場合には、別途通知する。

なお、参加資格要件を満たしていないとされた者は、発注機関の長に対して、その理由についての説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合は、書面（任意様式）を持参又は郵送により提出しなければならない。

(1) 提出期限

入札参加資格不適格通知書を送付した日の翌日から起算して7日以内（市の休日を除く。）に提出すること。

(2) 提出時間

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出場所

入札公告に明示する「問い合わせ先」の「入札に関する事項」に記載されている場所

(4) 回答

説明を求めた者に対し、(1)の提出期限日の翌日から起算して10日以内（市の休日を除く。）に、書面により回答する。

10 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の参加

入札に参加しようとする者は、電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムへの利用者登録を完了した上で、入札公告に明示する入札参加資格審査申請書等の提出期限までに電子入札システムによる入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出を行わなければならない。

(2) 紙入札の申出等

① やむを得ない事由により電子入札システムによる入札参加ができない場合は、事前に紙入札方式参加申請書（様式第7号）を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出し、その承認を得て、紙入札方式により参加することができるものとする。

ア 提出期限

入札公告に明示する電子入札システムによる入札参加資格審査申請書の提出期限

イ 提出場所

入札公告に明示する「問い合わせ先」の「入札に関する事項」に記載の場所

② 電子入札システムによる手続開始後、紙入札方式への移行を希望する場合においては、紙入札方式参加申請書（様式第7号）を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出し、その承認を得て、紙入札方式への変更ができるものとする。

ア 提出期限

入札公告に明示する入札書及び工事費内訳書の提出期限

イ 提出場所

入札公告に明示する「問い合わせ先」の「入札に関する事項」に記載の場所

③ 確認資料の持参又は郵送による提出

紙入札方式により入札に参加する場合は、確認資料を持参又は郵送（書留郵便に限る。）の方法により提出すること。

また、提出する確認資料の電子ファイルの容量が1メガバイトを超える場合においても、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の方法による提出を認めるものとする。（電子入札システムでは、電子ファイル送信容量の上限は、3メガバイトである。）

ただし、この場合は、入札参加資格審査申請書等の提出期間内に電子入札システムにより申請書を提出すること。電子入札システムによる申請書の提出に当たっては、持参又は郵送する旨を必ず表示し、持参又は郵送する書類等を記載した目録ファイル（作成例参照）を添付すること。

持参又は郵送する資料については、書面（紙媒体）に限るものとし、電子入札システムによる電子ファイルとの分割提出は、認めない。

なお、持参又は郵送により確認資料の提出を行う場合は、封筒の表に「整理番号」、「案件名称」、「入札参加希望者の住所及び商号又は名称」を記載し、「入札参加資格確認資料在中」と朱書きした上で、提出すること。

ア 提出期限

入札公告に明示する入札参加資格審査申請書等の提出期限

イ 提出場所

入札公告に明示する「問い合わせ先」の「入札に関する事項」に記載の場所

(3) 紙入札書の提出等

① 入札書は、美馬市ホームページ（入札情報）に掲載している様式により作成・封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、入札公告に明示する「問い合わせ先」の「入札に関する事項」に記載の場所に、入札公告に明示する「入札書及び工事費内訳書の提出」の期間内に入札箱に投入しなければならない。

② 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。

③ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書（市町村長発行）は、不要とする。

④ 代理人が入札する場合の記入例

代理人の場合

住所

商号又は名称

代表者 氏名

代理人 氏名 印

復代理人の場合

住所

商号又は名称

代表者 氏名

代理人 住所

商号又は名称

氏名

復代理人 氏名 印

(4) システム障害時の取扱い

① 徳島県又は美馬市側のシステム障害時

徳島県又は美馬市側のシステムに障害が発生し、複数の入札参加者が利用不可となった場合は、入札書提出締切日時及び開札予定日時の変更(延長)を行うものとし、電子入札システムその他適当な手段により、この入札参加者に対し、その旨連絡するものとする。

また、電子入札システムが長期にわたり停止する場合は、紙入札に切り換えるものとし、電話その他適当な手段により、この入札参加者に対してその旨連絡するものとする。

② 天災等によるシステム障害時

天災等により、入札又は開札を行うことができないと発注機関が判断した場合は、これを中止するものとし、電話その他適当な手段により、この入札参加者に対しその旨連絡するものとする。

(5) (2)の承認基準その他電子入札に関する運用・基準については、「美馬市電子入札システム運用基準」によるものとする。

11 評価結果の履行確保

(1) 配置予定技術者の履行確保

配置予定技術者を工事途中で交代させたことにより配置予定技術者に関する評価項目の得点合計が、入札時より低くなる場合には、次の方法により算出される工事成績減点値を工事成績評定点から減点する。

○工事成績の減点方法

工事成績減点値 = (A - B) / A × 13点

A：入札時の配置予定技術者に対する得点の合計

B：交代した技術者に対する得点の合計（落札決定時での評価）

(2) 地域貢献度（市内企業活用）の履行確保

合理的な理由がなく、入札参加申請時に確認資料として提出した市内企業の活用計画を履行しなかった場合には、市内企業活用の全評価項目について、入札時の得点から施工後の実績に相当する得点を差し引いた点数を工事成績評定点から減点することに加え、次の方法により算出された金額を契約金額から減額する。

なお、合理的な理由とは、美馬市の都合による変更、現場条件（仕様書等と相違がある場合）、自然災害等による変更をいう。

○契約金額の減額方法

$$\text{契約金額の減額金額} = C - C \times (100 + E) / (100 + D)$$

C：当初の請負代金額

D：入札時の提案値に対する加算点

E：施工後の実績値に相当する加算点

12 その他

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合は、入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加資格停止の措置の対象となることがある。
- (5) 設計業務の受託者等
入札公告に記載する「この受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。
 - ① この受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - ② 代表権を有する役員がこの受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における建設業者

ランダム（無作為）係数の算出について

低入札価格調査基準価格及び失格基準価格において用いられるランダム（無作為）係数の算出方法について、次のとおり定めるものとする。

1. ランダム係数とは

電子入札システムにおいて、入札参加者が入力する任意の3桁くじ番号と入札書受信日時の秒（ミリ秒単位の下3桁を使用）をもとに自動的に算出される無作為の数字とする。

2. ランダム係数の値

「1.0000 ～ 1.0060」の範囲で0.0005刻みの13通りの数値とする。

ランダム（無作為）係数の値

ランダム係数	1.0000	1.0005	1.0010	1.0015	1.0020	1.0025	1.0030
	1.0035	1.0040	1.0045	1.0050	1.0055	1.0060	

3. ランダム係数の算出方法

ランダム係数については、次の方法により算出する。

① すべての入札参加者のくじ番号（3桁）と入札書受信日時のミリ秒単位（下3桁）の総和を算出する。

紙入札で参加の場合、くじ番号は「000」とし、入札書受信日時は、入札担当者が入力した時刻とする。

② ①により算出した総和を13で除し、余りを求める。

③ 求めた余りを基にランダム係数対応表により、ランダム係数を決定する。

ランダム係数対応表

余り	0	1	2	3	4	5	6
ランダム係数	1.0000	1.0005	1.0010	1.0015	1.0020	1.0025	1.0030
余り	7	8	9	10	11	12	
ランダム係数	1.0035	1.0040	1.0045	1.0050	1.0055	1.0060	

美馬市電子入札システム運用基準(抜粋)

4 入札参加資格審査申請等の取扱い

4-3 確認資料の作成方法

確認資料の電子ファイル形式は発注機関の指定するものとする。ただし、指定がない場合は、次に記載のファイル形式とする。

(1) PDF形式

(2) Microsoft Word 文書形式(拡張子「.docx」)又は、Word 97-2003文書形式(拡張子「.doc」)

(3) Microsoft Excel ブック形式(拡張子「.xlsx」)又は、Excel 97-2003ブック形式(拡張子「.xls」)

(4) 画像ファイル BMP形式、JPEG形式、GIF形式、PNG形式、TIFF形式

なお、電子ファイルを圧縮して提出させる場合は、ZIP形式とし、自己解凍形式の圧縮方式(E-XE形式)は認めない。

また、電子ファイルは必ずウイルスチェックを行ったのち、提出させるものとする。

4-4 ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加希望者から提出された電子ファイルがウィルスに感染していると判明した場合は、当該入札参加希望者の当該入札案件に係る入札参加を認めないものとする。なお、本運用基準でいうウィルスとは「コンピュータウィルス対策基準」(平成7年7月7日 通商産業省告示第429号)の定義によるものとする。

5 入札書等の取扱い

5-1 有効な入札書

入札書は、電子入札システムにより、

- ・入札書提出締切日時までに提出されたもの
- ・入札金額及び電子くじ番号が入力されたもの
- ・その他発注機関の指示に従ったもの

を有効なものとして取扱うものとする。

5-2 内訳書の提出方法

内訳書は、電子入札システムによる電子ファイルで提出させるものとする(ただし、5-5に該当する場合を除く。)

5-3 内訳書の作成方法

内訳書の電子ファイル形式は発注機関の指定による。発注機関が定めていない場合は、次に記載のファイル形式とする。

(1) PDF形式

(2) Microsoft Word 文書形式(拡張子「.docx」)又は、Word 97-2003文書形式(拡張子「.doc」)

(3) Microsoft Excel ブック形式(拡張子「.xlsx」)又は、Excel 97-2003ブック形式(拡張子「.xls」)

(4) 画像ファイル BMP形式、JPEG形式、GIF形式、PNG形式、TIFF形式

なお、電子ファイルを圧縮して提出させる場合は、ZIP形式とし、自己解凍形式の圧縮方式(E-XE形式)は認めない。

また、電子ファイルは必ずウイルスチェックを行ったのち、提出させるものとする。

5-4 ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された電子ファイルがウィルスに感染していると判明した場合は、当該入札参加者を失格とする。

5-5 持参を認める基準

入札参加者が提出する電子ファイルの容量が1メガバイトを超える場合は、持参による提出を認めるものとする。なお、この場合、必要書類一式を持参するものとし、電子入札システムによる電子ファイルとの分割提出は認めない。

5-6 持参の方法

内訳書の持参による提出を認める場合は、次により取り扱うものとする。

(1) 目録ファイルの提出

次の内容を記載した目録を5-3により作成し、電子入札システムにより提出させるものとする。なお、当該目録ファイルの提出がない場合、持参された内訳書は有効なものとして認めないものとする。

ア 持参する旨の表示

イ 案件名称

ウ 持参する書類の目録

(2) 持参の方法

開札の場所及び日時に持参し、提出させるものとする。

7 入札参加者の利用者登録及び電子証明書の取扱い

7-9 ICカードの不正使用

入札参加者がICカードを不正に使用した場合は、当該入札への参加を認めないものとする。

<不正に使用した場合の例示>

ア 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合。

イ 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用した場合

9 システム障害時の取扱い

9-1 徳島県及び美馬市側のシステム障害時

(1) 徳島県及び美馬市側のシステムに障害等が発生し、開札が行えなくなった場合は開札予定日時の延期を行うものとし、電話その他適当な手段により、当該入札参加者に対し、その旨連絡するものとする。

(2) 電子入札システムの障害のため発注機関が電子入札業務を継続できないと判断した場合は紙入札に切り換えるものとし、電話その他適当な手段により、当該入札参加者に対しその旨連絡するものとする。

契約の適正な履行と品質確保のための現場代理人等の運用について

1 現場代理人等の兼務

低入札価格調査基準価格を下回って契約する工事において増員する技術者は、現場代理人と兼務できない。

主任技術者等の途中交代の取扱いについて

1 総合評価落札方式における主任技術者の途中交代について

別紙1のとおり

2 別紙1における特殊事情の解釈等

- (1) 死亡：受注者の提出した医師の診断書等により確認できること。
- (2) 入院等：傷病等による入院、妊娠、出産、育児及び介護等を含め、概ね15日以上連続して、業務の執行が不可能であることが、受注者の提出した医師の診断書等により確認できること。ただし、この技術者の現場不在期間の長短に関わらず、発注者と受注者との協議により全体工期に影響がないと発注者が判断できることを除く。
なお、発注者は、入院等の場合には、必要に応じて工事の施工を一時中止させることができる。ただし、一時中止に伴う増加費用の負担はしない。
また、受注者は、交代した技術者がこの工事の工期中に職場復帰したときは、入院期間及び休暇期間を証明できる資料を直ちに監督員に提出しなければならない。
- (3) 退職：死亡、入院等以外の理由による退職が、受注者の提出した資料により確認できること。
- (4) 工期延伸：天災等の不可抗力により工期延伸となった場合又は受注者の責めに帰すことができない事由により工期延伸となった場合をいう。

別紙 1

総合評価落札方式による工事における（配置予定）技術者の特殊事情による交代についての取扱い

- 1 入札公告から入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）提出締切までの期間
提出締切日時までに配置予定技術者を変更した申請書を再提出するものとする。
- 2 申請書締切から入札までの期間
申請した技術者をこの工事に配置させることができないため、入札を辞退しなければならない。
なお、辞退申請書の提出がないときは、欠席として扱う。
- 3 入札から開札までの期間
申請した技術者をこの工事に配置させることができないため、入札を無効とする。
- 4 開札から落札決定までの期間
申請した技術者をこの工事に配置させることができないため、入札を失格とする。
なお、落札候補者として決定された者は、落札決定の前後で、その後の取扱いが大きく異なるため、申請した技術者を配置させることができないときは、落札候補者決定通知の後、直ちに市へ連絡しなければならない。また、市は、遅滞なく文書提出を依頼し、その文書を受領するまで落札決定を保留する。
- 5 落札決定から契約締結までの期間
 - (1) 死亡、入院等及び工期延伸の場合
ア この入札公告において、「入札に参加する者に必要な資格」として求めている技術者の要件と同等以上の資格（以下「同等以上の資格」という。）及び入札時に配置予定技術者として評価された同等以上の得点（以下「同等以上の評価」という。）を有する者をこの工事に配置できるときは、契約を結ぶことができる。
イ 上記以外の場合は、契約を結ぶことができない。
なお、いずれの場合においても、不可抗力の事由であるため、落札者に対し、罰則は課さない。
 - (2) 退職の場合
契約を結ぶことができない。
なお、不可抗力の事由であるため、落札者に対し、罰則は課さない。

注）上記 1 から 5 については、総合評価落札方式の入札参加申請書の配置予定技術者に 1 名しか記載のない場合である。

- 6 契約締結以降
 - (1) 死亡、入院等及び工期延伸の場合
ア 受注者が同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できるときは、この技術者を配置させることで、契約を継続する。
ただし、この技術者が開札時点で同等以上の評価を有しないときは、次の方法により工事成績評定点を減点する。
また、受注者が 1 か月以内に同等以上の資格を有する者を直接雇用したときは、同様に扱う。
なお、新たに雇用する技術者は、専任を要する場合においても、特殊事情における例外的な扱いとして、受注者との 3 か月以上の恒常的雇用関係を要しない。

— 工事成績評定における減点方法 —

総合評価における当初技術者の評価点	A
変更技術者の落札決定時における評価点	B
工事成績評定点の減点値	$(A - B) / A \times 13$ 点
減点値は小数第 1 位（小数第 2 位四捨五入）止めとする	

・・・(式 1)

- イ 受注者が 1 か月以内に同等以上の資格を有する者を直接雇用できる見込みがなく、1 か月以内に同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できないときは、美馬市公共工事標準請負契約約款に関する規則（以下「契約約款」という。）第 60 条に基づく協議により、この契約を終了し、出来高部分等を精算する。
- (2) 退職の場合
ア 受注者が同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できるときは、この技術者を配置させることで、契約を継続する。
ただし、この技術者が開札時点で、同等以上の評価を有しないときは、式 1 の方法により工事成績評定点を減点する。
イ 同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できないときは、工事続行不能の取扱いとし、

契約約款第44条第4号に基づき**契約を解除**し、出来高部分等を精算する。

また、契約約款第51条第2項第1号に基づき請負代金額の10分の1（予定価格が10億円以上の工事及び低入札工事の請負契約にあっては、10分の3）に相当する額を**違約金**として徴収する。

適正な施工体制確保のための主任技術者等の運用について

1 主任技術者等の雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、主任技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、健康保険被保険者証等に記載された所属建設業者名及び交付日により確認する。

- ・ 直接的な雇用関係については、主任技術者等と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務（賃金、労働時間等）が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ・ 恒常的な雇用関係については、技術者の専任配置が要件となる工事の専任の主任技術者等は、開札日以前に請負業者と3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更にもなう所属建設業者の変更があった場合に、変更前の建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にある者とみなす。

2 主任技術者等の途中交代

主任技術者等の工事途中交代については、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから必要最小限とする必要があり、主任技術者等の死亡、傷病又は退職した場合のほか、次の場合等が考えられる。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長された場合
- ② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地への工事現場が移行する時点
- ③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

なお、いずれの場合も発注者と請負業者との協議により、交代の時期は一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後の技術力が同等以上に確保され、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保に支障がないと認められることが必要である。

3 主任技術者等の専任期間

主任技術者等を工事現場に専任で設置するべき期間は、契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も発注者と請負業者の間で、専任を要しない期間が書面により明確になっていることが必要である。

なお、工場製作過程においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制が可能である場合は、同一の主任技術者等が製作を一括して管理することができる。

- ① 請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間（工場製作過程での監理技術者による管理は必要であるが現場での専任は不要）
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間

※ 契約の適正な履行と品質確保のための現場代理人等の運用について

1 現場代理人等の途中交代

現場代理人の途中交代については、「適正な施工体制確保のための主任技術者等の運用について」の「2 主任技術者等の途中交代」を適用する。

競争契約入札心得

(趣旨)

第1 美馬市(以下「市」という。)の発注する建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、美馬市契約事務規則(平成17年美馬市規則第39号。以下「規則」という。)その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めによるところによるものとする。

(入札に関する留意事項)

- 第2 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、市が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。
- 2 入札書に記載する金額は、特に指示のない限り、契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。
 - 3 入札書は、様式第3号により作成し封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、指定された時刻までに入札箱に投入しなければならない。ただし、電子入札システムによる入札の場合は、入札書締切日時までに提出しなければならない。
 - 4 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後(電子入札システムによる入札の場合は、一度提出した後)は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。
 - 5 第6各号の規定により入札が無効となった者は、当該建設工事等に係る再度入札に参加することができない。
 - 6 入札執行回数は2回までとし、入札執行限度2回以内において落札者がいないときは入札を打ち切るものとする。ただし、電子入札システムにより行う場合又は物品購入等に係る入札は、再度入札は行わない。
 - 7 紙入札においての入札書は、楷書で明確に記入するものとし、入札金額については頭書に「〒」の記号を付記し、アラビア数字を使用するとともに消し難い用具で記載すること。
 - 8 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書(市町村長発行)は、不要とする。
 - 9 代理人が入札する場合の記入例

代理人の場合	復代理人の場合
住所	住所
商号又は名称	商号又は名称
代表者 氏名	代表者 氏名
代理人 氏名	代理人 住所
	商号又は名称
	氏名
	復代理人氏名
	印

(入札の辞退)

- 第2の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
(1) 入札執行前であつては、入札辞退届を入札担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
 - (2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
 - 3 電子入札システムによる入札の場合は、入札書提出締切日時までに、入札書提出前に限り入札辞退届を提出することができる。
 - 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者又は疑いのある者は、この限りでない。

(公正な入札の確保)

- 第3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。
 - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札金額、入札書、積算内訳書等を意図的に開示してはならない。

(入札会場の秩序保持等)

- 第3の2 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。
- 2 第2の2第2項又は第3項の入札辞退届の提出なく入札を欠席した者は、入札を棄権したものとして入札を執行する。
 - 3 入札に参加する資格を有しない者は、入札会場への入場をすることができない。
 - 4 入札参加者は、むやみに席を立ったり、大声を出したり、秩序を乱してはならない。

(入札の取りやめ等)

- 第4 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 2 入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。
 - 3 前項の規定にかかわらず、再度公告入札とした場合においては、入札参加者が1人のみとなった場合でも、落札者を決定することができるものとする。
 - 4 第1項又は第2項に掲げるもののほか、市が必要と認めた場合は、当該入札を取りやめることがある。

(当該入札が失格となる事項)

- 第5 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。
- (1) 最低制限価格を設けている入札において、入札金額が最低制限価格を下回る入札
 - (2) 開札日の翌日から落札決定までの間に、美馬市建設業者等入札参加資格停止措置要綱(平成17年美馬市告示第62号。以下「入札参加資格停止措置要綱」という。)に基づく入札参加資格停止の措置を受けた者又は美馬市の締結する契約からの暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けたものがした入札
 - (3) 確認資料の電子ファイルが「徳島県電子入札システム運用基準」において指定するもの以外でした入札
 - (4) 入札書記載金額と積算内訳書記載の合計金額とが一致しない入札
 - (5) 積算内訳書に商号又は名称の記載がない入札
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、指示した事項及び入札に関する条件に違反した者で、入札に参加させることが不適当と認められるものがした入札

(当該入札が無効となる事項)

- 第6 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 記名押印のない入札(電子入札による場合は、電子認証書を取得してない者のした入札)
 - (2) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (3) 同一事項に対してした2通以上の入札

- (4) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (6) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日（日付）を誤り、又はその記載のない入札
- (7) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (8) 入札参加資格のない者が行った入札
- (9) 当該入札に関し、不正の行為があった者のした入札
- (10) 事前に入札箱に投入する必要のある入札の場合、指定した日時までに指定した場所に到達しない入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(契約の締結)

- 第7 落札者は、契約書の案に記名捺印し、落札決定の通知を受けた日から起算して、5日（工事の請負契約にあつては、7日）以内に、契約金額の10分の1（予定価格が10億円以上の建設工事にあつては、10分の3）以上の契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。（建設工事及び業務委託においても設計金額が500万円未満のとき又は、その他の契約においては、契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する場合がある。）
- 2 前項に規定する期間は、契約当事者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。
- 3 落札者は、前2項に規定する期間内に契約を結ばないときは、その者の落札は、その効力を失う。

(前金払の特約)

- 第8 請負代金額又は業務委託料が500万円以上である場合は、契約締結時における申し出により10分の4以内（業務委託にあつては10分の3以内）の前金払をすることができる。ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規定による保証事業会社の保証がない場合は、前金払をしない。
- 2 請負代金額が500万円以上の建設工事である場合は、前項の規定による前金払をした後、申し出により10分の2以内の中間前金払をすることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(議会の議決に付すべき契約の解除等)

- 第9 「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（平成17年美馬市条例第52号）第2条に該当する契約は、議会の議決を経るまでは仮契約とし、当該議会において可決がなされたとき、これを本契約とみなす。
- 2 仮契約の締結後、議会の議決までの間に、落札者（共同企業体の場合は、その構成員をいう。次項において同じ。）が市から入札参加資格停止の措置を受けた場合は、仮契約を解除し本契約を締結しないものとする。
- 3 第1項の規定に該当する契約以外の契約において、落札者が契約を締結するまでに、市から入札参加資格停止を受けた場合その他契約の相手方として不適格であると認められる場合は、契約を締結しないものとする。
- 4 第2項の規定により仮契約を解除して本契約を締結しない場合又は前項の規定により契約を締結しない場合は、市は、一切の損害賠償の責を負わない。

(配置予定技術者の専任)

- 第10 建設業法（昭和24年法律第100号）において規定されている工事現場の配置予定技術者の専任制等の確認を落札後契約前に実施し、その後契約を締結する。
- 2 確認の結果、適正に技術者を配置することができないことが判明した場合は、契約を締結しないものとする。
- 3 前項の規定により契約を締結しない場合は、市は、一切の損害賠償の責を負わない。

（最終改正 令和4年4月1日）